

「住居契約更新料給付金」事業のご案内

板橋区では、新型コロナウイルスの影響が長期化している現状を受け、今後も区に安心して住み続けて頂くため、お住まいの物件が契約更新を迎える方の一部を対象に、「住居契約更新料給付金」の申請を受け付けています。

【対象となる方】

令和3年4月1日から令和4年3月31日の期間に、「住居確保給付金」の支給申請をしており、かつ当該給付金の受給期間中に住居契約更新月を迎える方

※「住居確保給付金」の不支給が決定した場合には更新料も不支給もしくは支給取消となります。

【支給金額】

「住居確保給付金支給決定通知書」記載の支給額と同額

【申請方法】

- ① 「住居契約更新料給付金申請書兼確認書」（別記第1号様式）
- ② 「住居契約更新に関する状況通知書」（別記第2号様式）
- ③ 「住居確保給付金支給決定通知書（コピー）」
※支給決定している方のみ
- ④ 更新料について明記されている書類の写し
（賃貸借契約書のコピー、更新のお知らせ等）

以上、①～④の書類を契約更新日の含まれる月の前月の末日までに「いたばし生活仕事サポートセンター」の窓口までご持参ください（※郵送での申請は受付けておりません。お気をつけください）。

※上記様式は、「いたばし生活仕事サポートセンター」のホームページよりダウンロードできます。

また、「いたばし生活仕事サポートセンター」窓口でも配布しています。

【お問合せ・提出先】

「いたばし生活仕事サポートセンター」

住居確保給付金担当

電話：03-6912-4591

